

6 給与収入の内訳

事業主から源泉徴収票をもらわれていない方は、右の表に記入して、年間の収入金額を計算してください。

毎月の給与明細書がある方は、添付してください。

「一般給与」か「専従者給与」のいずれかを○で囲んでください。

7 事業・不動産所得に関する事項

「所得の種類」には、営業・農業・貸家等を記入してください。

支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等には、事業所得の場合は支払者の名称・法人番号を記入してください。

不動産所得の場合は、所在地、貸家名等を記入してください。

8 配当所得に関する事項

「配当所得の種類」には、株式、出資等を記入してください。

支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等には、会社名、法人番号等を記入してください。

1 銘柄ごとに記入してください。

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

「種目」には、原稿料、講演料等の名称を記入してください。

支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等には、支払者の名称、法人番号等を記入してください。

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

「総合譲渡」とは、土地建物等以外の資産の譲渡をいいます。

土地建物等の譲渡所得は、分離譲渡所得として別に申告する必要があります。

「一時所得」とは、満期保険金、満期返戻金等です。

11 事業専従者に関する事項

「事業専従者」とは、この申告所得にかかる事業に専ら従事する15歳以上の親族のことです。

事業主が次のいずれか少ない方の金額を控除することができます。

ア 500,000円（事業専従者が配偶者の場合は、860,000円）

イ（事業所得＋不動産所得＋山林所得）÷（事業専従者数＋1）

12 別居の扶養親族等に関する事項

別居の親族を扶養親族として申告する場合、「氏名」「住所」を記入してください。

※扶養親族が日本国外に居住している場合は、**国外居住を○で囲み、該当する□に必ずチェック☑のうえ、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付してください。**

13 寄附金に関する事項

前年中に支出した地方公共団体等への寄附金に対して、次の(1)と(2)の合計金額が税額控除となります。**(証明書添付)**

(総所得金額等の合計額の30%が上限)

(1) 住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社支部、都道府県または市区町村が条例により指定したものへの寄附金
(寄附金額－2,000円)×10%（市民税6%、県民税4%）

(2) 地方公共団体（都道府県または市区町村）への寄附金
次の(ア)基本控除と(イ)特例控除の合計額（市民税3/5、県民税2/5）を税額控除

(ア)（寄附金額－2,000円）×10%

(イ)（寄附金額－2,000円）×（90%－所得税の税率×1.021）

※(イ)は住民税所得割の20%を上限とします。

14 所得金額調整控除に関する事項

23歳未満の扶養親族または特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する方は、氏名等を記入してください。

（裏面）

裏 6 給与収入の内訳

（一般給与・専従者給与）

（日給などの給与収入のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。）

月	日	給	勤務日数	月	収
1		15,000 ^円	22	330,000 ^円	
2		15,000	20	300,000	
3		15,000	22	330,000	
4		15,000	22	330,000	
5		15,000	22	330,000	
6		15,000	22	330,000	
7		15,000	22	330,000	
8		15,000	22	330,000	
9		15,000	22	330,000	
10		15,000	22	330,000	
11		15,000	22	330,000	
12		15,000	20	300,000	

賞与等 250,000^円

合計 4,150,000

勤務先所在地 小野市中島町

勤務先名 △△建築

電話番号 63-1009

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
農業		200,000 ^円	130,000 ^円	

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・		
		・		
		・		
		・		

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡					
短期					
長期					
一時					

右上のイの金額を表面のサに、ロの金額を表面のシに、ハの金額を表面のスに記入してください。右のニの金額を表面のヒの所得金額欄へ記入してください。合計 イ+((ロ+ハ)×1/2)ニ

11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	大・昭平	専従者給与(控除)額
1			・	
個人番号				従事月数
2			・	
個人番号				従事月数
3			・	
個人番号				従事月数
				合計額

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所	国外居住	配偶者	16歳以上30歳未満又は70歳以上	留学	障害者	38万円以上の支払
1	小野良子	小野市王子町10					
2							
3							

※国外居住者の場合、国外居住を○で囲み、該当区分へチェック☑をいれてください。

13 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部	
条例指定分	
都道府県	
市区町村	

「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会、日赤支部」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、住所地の都道府県、市区町村の条例で指定された団体へ寄附した場合に寄附した金額をそれぞれ記入してください。

14 所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	大・昭平・令	特別障害者に該当する場合	級	別居の場合の住所
個人番号						

○給与所得金額の速算表

給与等の収入金額 (源泉徴収票の支払金額)	給与所得の金額	
～ 1,618,999円	収入金額－550,000円	
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～ 1,799,999円	給与等の収入金額÷4 (1,000円未満切り捨て) 算出金額=A	A×2.4+100,000円
1,800,000円～ 3,599,999円		A×2.8－80,000円
3,600,000円～ 6,599,999円		A×3.2－440,000円
6,600,000円～ 8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円	
8,500,000円～	収入金額－1,950,000円	

※ 1円未満の端数切捨て

所得金額調整控除について

下記の(1)または(2)のいずれか、または両方に該当する方は、それぞれの算式により計算した金額を、速算表で求めた給与所得の金額から控除してください。

給与所得＝速算表で求めた給与所得の金額－(1)(2)で求めた所得金額調整控除

(1) 給与等の収入金額が850万円超で、次のいずれかに該当する場合

ア 自分が特別障害者

イ 23歳未満の扶養親族がいる

ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる

所得金額調整控除＝(給与等の収入金額(上限:1,000万円)－850万円)×10%

※ 1円未満の端数切上げ

(2) 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方があり、両方の所得金額が合計10万円を超える場合

所得金額調整控除＝給与所得金額(上限:10万円)＋公的年金等に係る雑所得金額(上限:10万円)－10万円

○公的年金等に係る雑所得金額の速算表

年齢 昨年12月31日時点	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	～ 1,299,999円	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円
	1,300,000円～ 4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円
10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円	
65歳以上	～ 3,299,999円	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額－900,000円
	3,300,000円～ 4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円
10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円	

※ 1円未満の端数切捨て

提出先・お問い合わせ先

〒675-1380 小野市中島町531

小野市 総務部 税務課 市民税係

電話 0794-63-1009

源泉徴収票や各種証明書などの右端をここに貼ってください。